

保谷こもれびホール施設使用料について

資料 3 - 1

1 施設概要

住 所 : 西東京市中町一丁目5番1号
開館年月日 : 平成10年5月3日
敷地面積 : 24,271 m²
延床面積 : 6,434 m²
建物構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造(地下1階・地上4階)
利用時間 : 午前9時から午後10時まで
休館日 : 基本5、8、11、12月の第2月曜日及び、年末年始(12月29日～1月3日)

2 施設内容・設備

階層	施設名	面積(m ²)	定員(人)	設備・構造・利用用途等
1階	メインホール	1,110	662	固定観客席の鑑賞ホール。コンサート、ダンス、歌、劇、講演会、スクリーンを使った映画鑑賞会等、さまざまな演目に対応可能。
3階	小ホール	280	250	小規模なコンサート、ダンス、歌、劇などの公演、講演会、集会などに使用。その他、電動可動式床により、座席を収納してフラットな状態で、ダンスや立食パーティー等にも対応可能。
1階	リハーサル室	217	60	メインホールの舞台と同じ広さになっており、本番を想定したリハーサルを行うことができる。また、大きな壁面鏡やピアノが設置された防音設備の部屋で、ダンスのレッスンや楽器演奏の練習も可能。
3階	音楽練習室	100	30	音響に配慮した建材を使用し、入念なリハーサル、または普段の音楽レッスンに使用可能。
1階	会議室	43	14	各種会議用
1階	楽屋(メインホール)	27	—	メインホール用楽屋(6部屋)
3階	楽屋(小ホール)	19	—	小ホール用楽屋(3部屋)

3 施設ごとの使用料

施設名		午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
メインホール	平日	22,000 円	30,000 円	37,000 円	74,000 円
	土曜日	30,000 円	40,000 円	50,000 円	100,000 円
	日曜日・休日	30,000 円	40,000 円	45,000 円	90,000 円
小ホール	平日	9,000 円	12,000 円	15,000 円	30,000 円
	土曜日	12,000 円	16,000 円	20,000 円	40,000 円
	日曜日・休日	12,000 円	16,000 円	18,000 円	36,000 円
リハーサル室		3,000 円	4,000 円	5,000 円	10,000 円
音楽練習室		1,500 円	2,000 円	2,500 円	5,000 円
会議室		700 円	1,000 円	1,200 円	2,400 円
楽屋(1室に付き)		150 円	200 円	250 円	500 円

※「日曜日・休日」の翌日が休日の場合は、「土曜日」の料金を適用

※利用者が入場料もしくはそれに類したものを徴収する場合は、上記の基本使用料の他に入場料に応じた割増料金を加算

4 施設利用状況（令和7年度）

施設名	利用可能日数(日)	利用可能区分数(区分)	利用件数(件)	利用区分数(区分)	利用人数(人)	利用率(%)
メインホール	337	1,009	327	759	69,910	75.2
小ホール	338	1,013	302	578	27,122	57.1
リハーサル室	353	1,057	585	888	22,197	84.0
音楽練習室	352	1,056	550	790	7,214	74.8
会議室	347	1,035	320	557	3,295	53.8
楽屋	354	9,552	1,757	4,554	—	47.7

※利用率 = 利用区分数÷利用可能区分数×100

※利用率は、小数点以下2位を四捨五入

※楽屋は、メインホール及び小ホールの楽屋計9室を合計した利用率

5 使用料設定の考え方について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」に基づき、使用料の算定を行い、受益者負担の適正化を図るものである。

本施設にかかる適正な受益者負担割合は以下のとおり分類される。

施設名	受益者負担割合の区分		受益者負担割合
メインホール 小ホール リハーサル室 楽屋	⑨	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	50%
音楽練習室	⑥	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	70%
会議室	⑤	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス	50%

※資料3-2「令和7年度（令和6年度決算）使用料原価計算書」のとおりの原価計算を行い、各施設使用料の1時間当たり原価は、資料3-3「保谷こもれびホール使用料算出表」のとおりの算出された。

6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較

資料4のとおりの、市内施設及び近隣自治体の類似施設の料金設定について、利用区分あたりの使用料を比較した。すべての施設において、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設と比較して、低廉な料金設定となっている。

7 検証の結果

「5 使用料設定の考え方について」及び「6 市内施設及び近隣自治体の類似施設との比較」のとおりの、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和7年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、施設ごとの受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、検証を行った結果、メインホール、小ホールの使用料は、原価計算結果に基づく受益者負担割合は、やや高めに設定されている。その他の諸室の使用料は、やや低めに設定されていることがわかった。また、市内類似施設及び近隣自治体の類似施設の使用料について検証を行った結果、保谷こもれびホールの施設は、低廉な料金設定となっていることがわかった。

以上のことから、本施設の施設使用料については、資料3-3「保谷こもれびホール施設使用料算出表」の新使用料のとおりの、使用料を改定することが妥当と考える。

また、保谷こもれびホールの施設使用料について、土曜日料金と日曜日・休日料金を統一し、「平日料金」と「土曜日・休日料金」の2区分の料金体系に見直す。

8 その他

資料3-4「文化施設附属設備の限度額について」のとおりの、本施設は、その他の市内文化施設と附属設備の料金設定が異なっており、市内の文化施設で料金設定を統一させたいため、「1回当たり」から「1区分当たり」に改正する。